

平成22年8月26日(木)
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室	
室長	齊藤 信行
室長補佐	清野 聡
電話	043-221-2328

平成22年度千葉県最低賃金の改正決定について

千葉地方最低賃金審議会が744円を答申

千葉地方最低賃金審議会(会長 手塚和彰 青山学院大学教授)は、本年7月6日(火)、千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、最低賃金専門部会を設置し、雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意(平成22年6月3日雇用戦略対話第4回会合)を踏まえ、本年8月6日付け中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき、調査審議を重ねてきたが、8月26日(木)、千葉労働局長に対し、現行の千葉県最低賃金(時間額)728円を「16円」引き上げ、「**時間額744円**」とする旨の答申をした。

千葉地方最低賃金審議会は、去る8月6日に中央最低賃金審議会から示された目安を尊重しつつ、生活保護に係る施策との整合性を図るため、生活保護との乖離額を今年度で解消し、諸般の事情を総合的に勘案して16円の引上げとしたものである。

審議に当たっては、使用者側委員から、「生活保護との乖離解消については異存のないところであるが、それ以上の引き上げには現下の経済情勢を見極めた議論をお願いしたい」との意見が出された。一方、労働者側委員からは、「雇用戦略対話において『できる限り早期に全国800円を確保すること』が政労使で合意されたが、政労使による初めての目標水準の確認であり、極めて重い合意と受け止めている。千葉県も800円を3年で到達することを目標とすべき」との意見が出された。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、千葉県最低賃金額が決定されることになる。

参考

1 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
時間額	687円	706円	723円	728円	744円
引上げ額	5円	19円	17円	5円	16円
時間額の対前 年度上昇率	0.73%	2.77%	2.41%	0.69%	2.20%

2 中央最低賃金審議会の示す目安額

10円（千葉県における生活保護水準との乖離額 5円）